



# 学校いじめ防止基本方針

— いじめを生まない、許さない集団に —

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分のよさを発揮し、様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを狙いとする。

山梨市立笛川学園

# 学校いじめ防止基本方針

山梨市立笛川学園  
令和8年4月1日策定

## 1 いじめ防止に関する基本理念

本校は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、一人一人が安心して自分の良さを発揮し、様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることをねらいとした防止の取組を行う。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらも傍観することがないよう、いじめは絶対に許されない行為であるということを見識が十分に理解できる教育に努める。さらに、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが重要であることを認識し、校内の組織体制を確立するとともに、山梨市教育委員会をはじめ、家庭、地域住民、関係機関との連携を深め、いじめの根絶に努める。

## 2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、その当事者だけでなく、それを巻き込む集団の問題であって、いじめ問題に無関係で済む児童生徒はいない」という基本認識に立ち、全校の児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（「いじめ防止対策推進法」第2条）。

以下、補足説明である。（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）並びにいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）より抜粋

.....

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (1)冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2)仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3)軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4)ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5)金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (6)嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (7)パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の点を心掛ける。

- (1)いじめを許さない、見過ごさない教職員の姿勢を示し、その雰囲気づくりに努める。
- (2)児童生徒一人一人の自尊感情を高め、他への思いやりと社会性を育む教育活動を推進する。
- (3)いじめの早期発見のため、様々な手段を講じる。
- (4)いじめの早期解決のために、当該児童生徒の安全を保証するとともに、必要に応じて学校内だけでなく関係機関や専門家と連携して解決にあたる。
- (5)学校と家庭が協力して、事前防止、事後指導にあたる。

### 3 いじめの未然防止のための取組

児童生徒一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めると同時に、生徒指導の3つの機能(自己存在感・自己決定の場の設定・共感的人間関係)を取り入れた授業を推進する。

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、多様性を認め合い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動・交流活動の充実と工夫を行う。また、児童生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、望ましい人間関係を構築し、いじめ防止等に資する活動を行っていくための特別活動や児童会・生徒会活動の充実を図っていく。

特に道徳の時間には命の大切さについての指導を重視する。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、いじめは当該児童生徒だけの問題ではなく、集団の問題であることを児童生徒に理解させ、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、いじめに加担することにつながるということを指導する。

また、スマートフォンや1台端末を利用したインターネットやSNS等におけるいじめ等を防止するための情報の収集や教職員の研修の充実を図るとともに、保護者にも学習の場を設けるなど、その啓発につとめる。

未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

さらに、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生

徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

### (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ① いじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。
- ② 関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高める体験活動を推進する。
- ③ 学校行事や縦割り活動での異学年交流等、集団活動の充実を図り、心と心の連携を図る。
- ④ 道徳教育を充実させ、規範意識や思いやりの心を育て、学級に正義感を培う。

### (2) 自己有用感を育む教育活動の推進

子どもは、自己有用感が高まると意欲的に活動するようになり、攻撃性が低くなると言われている。 <NITS教員研修資料より>

#### ◆「自尊感情」と「自己有用感」の違い

「自尊感情」： 自分に対する自己評価が中心

「自己有用感」： 自分に対する他者からの評価が中心

(人から認められている、人の役に立っている)

#### ① 一人一人が活躍できる学習活動

- ・児童生徒の自発的な活動を支える委員会活動等の充実
- ・児童生徒が主体的に取り組める学習活動の工夫

#### ② 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

#### ③ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会・児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

#### ④ 交流活動の充実

異年齢集団の交流の場を意図的に設定し、互いの立場を理解・尊重し、思いやりの心を育むことができる取組を行う。

### (3) いじめ防止対策にかかわる研修・学習の場の充実

#### ① 教職員の積極的な研修等への参加

研修等に参加し、教職員の児童理解、情報モラルに関する指導の力量の向上を図る。

#### ② 保護者へのいじめ防止に関する意識の啓発

PTAを対象とした学習会や懇談等の機会を活用し、児童生徒の携帯電話等の利用の在り方やネット等の危険性やリスクに関する情報を提供し、いじめ防止につなげる。

## 4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

### (1) いじめの早期発見のための手立て

#### ①全教職員での児童生徒の観察

- ・「いじめはどの学級、どの子供にも起こりうるものである。」という基本認識を共有し、全ての教職員が児童生徒の様子を見守り、児童生徒の小さな変化を見逃さない姿勢で日常的な観察を丁寧に行う。また、おかしいと感じた児童生徒がいる場合には、生徒指導委員会等の場において情報を共有し、より大勢の目で当該児童生徒を観察する。

#### 【定期的な実態調査】

- ・WEBQUや年2回の山梨市子供アンケート、学校評価の子供アンケートなどを活用し児童生徒の悩みや人間関係を把握する。
- ・11月に教育相談月間を設け、児童生徒一人一人と担任教師が懇談を行い、悩み事の相談などを受け、児童生徒理解を深める。
- ・業間、昼休みなどの隙間時間に、職員が分担し、教室の周辺に残り、児童生徒とのコミュニケーションを取り、子どもの心の状況を把握することに努めるとともに、周囲の状況を観察し、いじめ等が起こらない環境と雰囲気を作る。
- ・SNSやスポーツクラブなど普段の活動から離れ教員の目の届かないところでもいじめが発生している可能性があることを常に意識し、児童生徒からの些細なつぶやきをしっかりと受け止め、情報収集を図る努力を行う。疑わしい情報を得た場合、組織的な対応に移せるよう、生徒指導主事や管理職への報告・連絡・相談を行う。

#### ②相談体制の充実

- ・担任以外にも相談できる養護教諭を中心とした「心の相談室」を設け、教育相談活動を充実させる。児童生徒の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、早期発見を図る。
- ・登校後、朝の会前に「心の健康観察」を実施し、その結果を学年、管理職が確認し、必要に応じて適切な対応を行う。
- ・いじめに関する相談や通報を受け付けるための、管理職を中心とした電話等による相談窓口の開設及び、スクールカウンセラー等を活用した相談窓口の開設について児童生徒そして保護者に周知する。
- ・部活動休養日を設定するなど教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保する。

### (2)いじめの早期解決の対応

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長が組織する「いじめ対策委員会」において対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。(いじめの状況によっては市教育委員会に一報を入れ、対応について指導助言を仰ぐ)
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の心身の安全を最優先に考え支援すると同時に、両方の立場の保護者への説明を丁寧に行い、いじめている側の児童生徒に対しては保護者と連携した中で毅然とした態度で指導にあたる。
- ③被害児童生徒並びに加害児童生徒の保護者との面談を行い、指導経過を確認し、「いじめは絶対に許されない」との共通認識の下に今後の学校の指導方針を知らせ理解と今後の協力を得る。同時に、家庭でのフォローを依頼する。傍観者の立場にいる児童生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④状況により、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。また、加害児童生徒の抱えている悩みに寄り添う際にもSC等に相談し、適切な事後指導に努める。
- ⑥いじめが起きた学級集団については、全教職員での支援体制を確立する。児童生徒の心のケアを進めると共に、安心・安全・安定した集団をめざした取組を行う。
- ⑦インターネット上でのいじめなどについて、情報モラル教育に努め、未然防止に努める。万一、発生した場合は、警察など関係機関と連携し、解決に向けた取組を行う。

(3) スマートフォンや1人1台端末等を利用したインターネットやSNS等におけるいじめに対する対策  
(以下「インターネット上のいじめ」と表記)

- ① インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。併せて、SNSを介した誹謗中傷や仲間外し等のいじめについては、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、適切かつ迅速な対処が行えるよう、警察を始めとする関係機関等との連携を深めるなど、体制を整備する。
- ② 児童生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るだけでなく、一度投稿した画像や書き込み等の情報は、永久に消すことができなくなる可能性がある(デジタルタトゥー)など、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。また、教職員に対しても、情報モラル教育に関する研修を実施するなどして、指導力の向上を図る。
- ③ インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて警察など関係機関との連携を図る。

(4) 感染症等に係る風評被害等及び外国籍児童生徒等への対策

- ① 感染者や濃厚接触者、また懸命に治療にあっている医療従事者の方やその家族に対して、差別・偏見・誹謗中傷・いじめなどが起きることのないよう、関係機関と連携し、指導・教育を行う。
- ② 児童生徒や保護者が感染症に係る正しい情報を得られ、家庭でも対策ができるよう、組織的な指導・支援を行う。
- ③ 社会のグローバル化に伴い外国籍児童生徒の編入学や災害による避難児童生徒の転入学などが考えられる。多様性を尊重し、互いに理解し合える教育を推進し、差別・偏見・誹謗中傷・いじめなどが起きることのないよう、関係機関と連携を強化する。また、当該児童生徒の家庭と連携し、寄り添った支援を行い、児童生徒及び保護者が相談しやすい環境を作る。

(5) いじめに対する措置

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

- ◆いじめが「重大事態」であるかどうかを判断せず、その可能性がある場合は市教委に報告すると共に、市教委からの指示に従って必要な対応を行う。
- ◆いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合は、山梨市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署（日下部警察署）と相談する。

※警察に相談・通報すべきいじめの事例

○暴行(刑法第 208 条)

- ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
- ・無理やりズボンを脱がす。

○傷害(刑法第 204 条)

- ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。

○強制わいせつ(刑法第 176 条)

- ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

○恐喝(刑法第 249 条)

- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

○窃盗(刑法第 235 条)

- ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。・財布から現金を盗む。

○器物損壊等(刑法第 261 条)

- ・自転車を壊す。・制服をカッターで切り裂く。

○強要(刑法第 223 条)

- ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

○脅迫(刑法第 222 条)

- ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

○名誉毀損、侮辱(刑法第 230 条、231 条)

- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

○自殺関与(刑法第 202 条)

- ・同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。

○児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条)

- ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
- ・同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。
- ・同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。
- ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。

○私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条)

- ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

## (6)家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- ③SNSなどインターネットに起因する場合については、警察などの関係機関と連携しながら、被害児童生徒の保護に当たり、加害側児童生徒及び保護者の指導・支援についてもアドバイスを得ながら対応していく。

## 5 いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1)校内組織

#### ①「児童生徒情報交換会」

毎週実施する運営会議で各学年からの情報伝達および情報交換を行い、未然防止、早期発見に資する。

#### ②「生徒指導委員会」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

#### 「いじめ防止対策校内委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、SC、SSWによるいじめ防止対策委員会を設置する。

### (2)家庭や地域、関係機関と連携した組織（重大事態対応）

重大かつ緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に対応・支援体制をつくり対処する。また、状況によってはいじめ防止対策委員会を中心に、市教委職員、学校運営協議会委員等を含む「特別生徒指導委員会」を開催し敏速な対応を行う。

### (3)重大事態への対処

#### ①学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改定)文部科学省」により適切に対応する。

#### ②児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### ③調査を行う組織

いじめの防止等の対策のための組織又は教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から設置しておくことが望ましい。また、公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、教育委員会に設置される附属機関を調査を行うための組織とすることも考えられる。

また、調査を行う場合、別添の記録用紙に、ガイドラインに記載されている記載時の留意事項に則り、正確に記録を残すことを心掛ける。

#### (4)いじめられた児童生徒が自殺した場合の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方について以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(令和7年12月 文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

#### (5)その他

いじめの重大化を防止するために「いじめ重大化を防ぐための留意事項集」(令和7年11月(こども家庭庁 文部科学省)を参考にしながら、適切な対応が行われるように職員に周知する。

## 6 いじめ防止指導計画

### いじめを生まないための指導計画

月	目 標	指 導 事 項	教育相談
4	学校生活のきまりを理解し楽しく学習できる環境作り	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 笛川学園「学校いじめ防止基本方針」の公表</li> <li>* 学校生活のきまりの確認(服装・時間・挨拶)</li> <li>* 集団のなかでの責任と協力(係選出、組織作り、当番活動)</li> <li>* 登下校の安全</li> <li>* 集団行動</li> <li>* スクールバスへの乗車指導</li> </ul>	学級開き 教育相談 学習相談
5	自他を尊重する態度の育成 けじめのある集団行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 望ましい人間関係の育成 (学校生活、特に部活動における先輩後輩の関係)</li> <li>* 集会の態度(集合、話の聞き方)</li> <li>* 生活時間の徹底(下校時間、週番活動)</li> <li>* 部活動のきまり・スポーツクラブ等におけるいじめ防止指導</li> <li>* 1台端末・スマホ利用、SNS の利用に関する指導</li> </ul>	適応相談
6	清掃の徹底 校舎内外の安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 清掃の徹底</li> <li>* 梅雨期の健康(給食衣の着用の徹底)</li> <li>* 校舎内での過ごし方</li> <li>* 総合体育大会への参加</li> </ul>	適応相談 学習相談
7	1学期の反省 有意義な夏休みにするための計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>* けじめのある生活</li> <li>* 1学期の反省(学級での反省)</li> <li>* 夏休みの生活(生活設計、事前指導)</li> <li>* 1台端末・スマホ利用、SNS の利用に関する指導</li> </ul>	三者懇談 学習相談 適応相談
8	心身共に健康な夏休み	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 夏休みの安全指導</li> </ul>	家庭訪問(必要に応じて)
9	協力し合う学級 学園祭の成功	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 学級内での協力(班、係活動)</li> <li>* 学園祭・運動会への取組(各自の責任と分担)</li> <li>* 冬服の事前指導</li> </ul>	適応相談
10	けじめのある学校生活 学習環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>* きまりを守ることの意義</li> <li>* 授業中の態度</li> <li>* 教室内の整備(用具の点検、掲示物)</li> <li>* 新人戦への取組指導</li> <li>* 1台端末・スマホ利用、SNS の利用に関する指導</li> </ul>	適応相談 学習相談
11	落ち着いた生活 意欲的な学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 生活の規律(あいさつと言葉遣い、生活時間、不要物)</li> <li>* 家庭学習の計画</li> <li>* 新児童会・生徒会への取組と指導</li> </ul>	教育相談 強調月間
12	2学期の反省 冬の健康と安全 計画的な学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 健康な生活(風邪の予防、身体を鍛える)</li> <li>* 暖房機の使い方</li> <li>* 学習の仕方(学習計画、三者懇談)</li> <li>* 2学期の反省(仕事と責任)</li> <li>* 冬休みの事前指導</li> <li>* 1台端末・スマホ利用、SNS の利用に関する指導</li> </ul>	三者懇談 進路相談(3年) 適応相談
1	規則正しい生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>* けじめのある生活(遅刻)</li> <li>* 学級での協力(班、係活動の見直し)</li> <li>* 冬の生活(教室での過ごし方)</li> </ul>	適応相談
2	充実した学校生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 学校生活や学習のまとめ</li> <li>* 時間のけじめ(チャイム席、遅刻)</li> <li>* 年度最後の新児童会・生徒会における「6年生を送る会」「3年生を送る会」の取組</li> <li>* 1台端末・スマホ利用、SNS の利用に関する指導</li> </ul>	適応相談
3	有終の美を飾る 1年間の反省	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 卒業期事故の防止 (真剣な授業、卒業する心構え、生活のきまり)</li> <li>* 学校を愛する心や友情・敬愛の念を深める</li> <li>* 清掃・美化活動の徹底</li> <li>* 反省と次年度の目標</li> <li>* 1台端末・スマホ利用、SNS の利用に関する指導</li> </ul>	適応相談 学習相談

◆保護者に周知し、生徒のChromebookのスタートアップ画面からアクセスできる資料

こども向け相談窓口一覧(暴力行為・いじめ関連)

資料3  
令和8年1月現在

名称	所管等	電話番号・関連URL	概要
「相談窓口を探す」 コーナー	こども家庭庁	<a href="https://www.kodomo.cfa.go.jp/soudan/">https://www.kodomo.cfa.go.jp/soudan/</a>	こどもが抱える様々な困難(いじめ、心の悩み、人権侵害等)について、こども自ら悩みを相談でき、SOSを発信できる相談窓口の情報を掲載しています。
24時間子供SOSダイヤル	文部科学省	0120-0-78310 (24時間年中無休) <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm</a>	いじめで困ったり、自分や友だちの安全に不安があったりしたときに、全国どこからでも、24時間いつでも、電話で相談できる窓口です(通話料無料)。 電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながります。こどものほか、保護者などからの相談にも応じています。
こどもの人権110番	法務省	0120-007-110 (平日8:30～17:15) <a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html</a>	いじめや体罰、虐待など、こどもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です(通話料無料)。 電話は最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。
チャット人権相談 (LINEじんけん相談、 こどもの人権SOSチャット)	法務省	<LINEアカウント名> 法務局LINEじんけん相談 <検索ID> @linejinkensoudan (平日8:30～17:15) <a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html</a>	チャット形式(LINE)で人権相談ができます。 また、GIGAスクール構想による1人1台端末からも相談を受け付けています(こどもの人権SOSチャット)。
こどもの人権SOSミニレター (便箋兼封筒)	法務省	<a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html</a>	全国の小中学校の児童生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布しています。 返信は、法務局職員又は人権擁護委員が行います。
こどもの人権SOS-eメール (インターネット人権相談)	法務省	<a href="https://www.jinken.go.jp/gorivou/annai_ch/">https://www.jinken.go.jp/gorivou/annai_ch/</a>	パソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答します。
都道府県警察の少年相談窓口 (ヤングテレホニコーナ)	各都道府県警察	<a href="https://www.npa.go.jp/bureau/safestylife/syonen/soudan.html">https://www.npa.go.jp/bureau/safestylife/syonen/soudan.html</a> ※都道府県ごとに受付時間が異なります。	こどものことで悩みを抱えている御家族や、いじめ、犯罪等の被害に遭い、悩んでいるこども自身のための相談窓口です(都道府県によっては通話料が有料となります)。

# インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA(情報セキュリティ安心相談窓口)があります。  
 ※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

# 記録用紙①-1

## 生徒指導対応記録

提出日 年 月 日 【作成者： 】

校長	教頭	いじめ担当	主任	担任	SC	作成者

< 聴き取り用紙 >

対象児童生徒	年 組 番 氏名
相談者	
対応者	
対応方法	面談 ・ 家庭訪問 ・ 電話 ・ その他 (                    )
日時	年 月 日 (   ) AM / PM        :    ~        :
場所	

**【チェックリスト】**

- (1) より具体的な事実 (5W1H) を聴く (十分な時間確保とオープン質問)
  - いつ    どこで    誰が    誰に    どのように    何をした (何をされた)
  - どのくらい (期間、程度)    なぜしたか (なぜされたと思うか)
  - 他に状況を確認できる生徒の有無
- (2) 被害行為について、どう感じたか (思っているか) を聴き取る
  - 相談者がどう感じたか (思っているか)
- (3) 被害行為について、きっかけや関係する出来事を聴き取る
  - 被害行為のきっかけや関係する出来事    その他 (友人関係等)
- (4) 「必ず(徹底して)守り抜く」こと等を伝え、安心できる環境をつくる
  - 「必ず(徹底して)守り抜く」ことの伝達
- (5) 加害が疑われる児童生徒 (B) から聴き取り等、対応を行うことの確認をする
  - 加害が疑われる児童生徒からの聴き取りや対応の確認
- (6) A保護者に連絡することの了承を得る
  - 保護者への連絡の了承
- (7) AがBへの対応やA保護者に連絡することを拒む場合、その理由を聴き取る
  - 保護者への連絡を拒む理由    加害児童生徒への対応を拒む理由    学校の対応への要望

\*確認した内容にチェックを入れる。

# 記録用紙①-2

## 第1次判断記録

提出日 年 月 日 【作成者： \_\_\_\_\_】

関係する人間関係に留意して「いじめの疑い」があるか否かを**管理職**が第1次判断を行う。

校長	副校長	教頭	生指主事	推進教員	SC	作成者

### 【概要】

被害児童生徒: A	年 組 氏名	男・女	部	中卒
加害児童生徒: B	年 組 氏名	男・女	部	中卒
加害児童生徒: C	年 組 氏名	男・女	部	中卒
関係児童生徒	年 組 氏名	男・女	部	中卒
いじめの態様 該当するものに○	<input type="checkbox"/> 1 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる <input type="checkbox"/> 2 仲間はずれ、集団による無視をされる <input type="checkbox"/> 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする <input type="checkbox"/> 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする <input type="checkbox"/> 5 金品をたかられる <input type="checkbox"/> 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする <input type="checkbox"/> 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする <input type="checkbox"/> 8 パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる <input type="checkbox"/> 9 その他			
いじめの期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )			
概 要 (詳細は別紙参照) *家庭環境調査票参照	< いつ、誰が、誰に対して、どのようなことを (どの程度)、行ったか >			
第1次判断時点で被害児童生徒が訴えるいじめによる欠席日数	日	いじめによる欠席日	年 月 日 ( ) ~	年 月 日 ( )

【第1次判断】 (いじめの疑いありと判断した日=認知年月日) 年 月 日 校長 印

いじめの疑い	あり / なし
判断の理由	
重大事態の疑い	あり ( 1号 2号 申立て ) / なし

\*いじめの疑いがあれば、いじめ対策組織会議を招集し、組織として対応方針の検討

【対応・指示内容】 (校長の指導事項：対応の留意事項、対策会議までにすべきこと等)

# 記録用紙②

## 第1回

### 学校いじめ 対策組織会議録

<第1次判断直後用>

提出日 年 月 日 【作成者： 】

校長	副校長	教頭	生指主事	主任/担任	推進教員	SC	作成者

開催日時	年 月 日 ( ) AM / PM : ~ :
場 所	
出席者	

#### 【検討内容：今後の対応方針】

被害児童生徒に対して	<支援方針・支援策（前籍校からの情報を含む） : 何を、誰が、いつまでに 等>
加害児童生徒・関係児童生徒に対して	<指導方針・対応策（前籍校からの情報を含む） : 何を、誰が、いつまでに 等>

#### 【校長指導事項】

--

# 記録用紙③

## 対応メモ

< 支援・指導・助言用 >

提出日 年 月 日

校長	副校長	教頭	主任/担	推進教員	SC	記録者

月 日 ( ) 時間 等	支援・指導・助言の内容	対応、連絡後の反応や要望等 <small>※実際の発言を「 」付きで記載する。</small>
月 日 ( ) : ~ :	被害児童生徒への支援	
月 日 ( ) : ~ :	被害児童生徒の保護者への支援 (連絡内容)	
月 日 ( ) : ~ :	加害児童生徒への指導	
月 日 ( ) : ~ :	加害児童生徒の保護者への助言 (連絡内容)	
月 日 ( ) : ~ :	関係児童生徒への対応	

# 記録用紙④

第2回

学校いじめ  
対策組織会議録

提出日 年 月 日 【作成者：

校長	副校長	教頭	生指主事	主任/担任	推進教員	SC	作成者

開催日時	年 月 日 ( ) AM / PM : ~ :
場 所	
出席者	

## 【現在の児童生徒の状況】 (第1次判断以降)

月 日 ( )	被害児童生徒	加害児童生徒

【いじめの判断】 ※認知年月日は、いじめの疑いありと判断した日(「記録用紙①-2」による)

いじめ行為の確認	いじめ行為の存在について発言した児童生徒 □ 被害児童生徒 □ 加害児童生徒 ( ) □ 周辺児童生徒 ( )
	判断結果 ( いじめ行為あり いじめの疑いのみ いじめ類似行為 加・被相互認知 )
判断の理由	
重大事態の疑い	あり ( 1号 2号 申立て ) / なし

## 【今後の支援・指導体制と方針等】

被害児童生徒 (保護者) に対して	加害児童生徒 (保護者) に対して
関係機関との連携 ( 警察 児童相談所 医療機関 法務局の機関 前籍校 他校 ), その他	

## 【校長指導事項】

--

# 記録用紙⑤

第 回

学校いじめ

対策組織会議録

提出日 年 月 日 【作成者：

校長	副校長	教頭	生指主事	主任/担任	推進教員	SC	作成者

開催日時	年 月 日 ( ) AM / PM : ~ :
場 所	
出席者	

## 【現在の児童生徒の状況と、支援・指導経緯】

被害児童生徒（保護者）	加害児童生徒（保護者）

## 【今後の支援・指導体制と方針等】

被害児童生徒（保護者）に対して	加害児童生徒（保護者）に対して

関係機関との連携（警察 児童相談所 医療機関 法務局の機関 前籍校 他校）、その他

## 【校長指導事項】

--

# 記録用紙⑥

第 回

学校いじめ

対策組織会議録

<いじめの解消判断用>

提出日 年 月 日 【作成者：

校長	副校長	教頭	生指主事	主任/担任	推進教員	SC	作成者

開催日時	年 月 日 ( ) AM / PM : ~ :
場 所	
出席者	

## 【現在の児童生徒の状況】 (聴き取り内容→いじめの解消判断の理由)

月 日	被害児童生徒	被害児童生徒の保護者
いじめ行為 の継続状況		
被害児童生 徒の苦痛の 継続状況		

## 【いじめの解消判断】 (解消年月日) 年 月 日 校長 印

いじめの解消	解消とする / 未解消のため対応継続
--------	--------------------

## 【今後の支援・指導体制と方針等】

被害児童生徒 (保護者) に対して	加害児童生徒 (保護者) に対して
関係機関との連携 ( 警察 児童相談所 医療機関 法務局の機関 前籍校 他校 )、その他	

## 【校長指導事項】

--